

岡山県人権教育推進委員会第2回会議のまとめ

日 時： 平成13年5月28日(月)

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議事は、諮問事項(1)「人権教育推進に関する支援体制の在り方」についての協議を深めていただくために、「分野別施策について」と「人権教育行政を進めるための具体的方策について」御協議をいただきたいと思ひます。

課題や方向性に基づいて、教育行政として、具体的な施策を推進する上での留意点や効果の上がる方策や工夫点について、審議いただきたいと思ひます。

その際、ご留意いただきたいことは、一点は、県人権政策推進指針に即して、もう一点は、教育行政の視点で御発言いただきたいということであります。

では、1点目の「分野別施策について」からお願いしたいと思ひますが、まず、各委員の皆様から、それぞれの御専門のお立場からの所見を述べていただきたいと思ひます。

戦前から日本に住んでいる在日の朝鮮人、韓国人については、差別問題はかなり解消されてきたと認識しています。

問題は、いわゆる、ニュー・カマーといわれる、新しく来た留学生や在日の方やその家族たちの文化・慣習・言語の違いによる壁です。

これらの人に対して、民間や大学等と連携して、母国語ができる教育相談員として派遣していただきたい。

次に、人権意識の向上と相互理解の促進には、国際交流を進めることが非常に有効な方法ではないかと思ひます。また、その際には、留学生等にその国の文化とか歴史のことを紹介する機会を整備していただくなど考えていただきたい。

長い時間をかけて、同和教育に取り組みされて、随分と前進したと思ひますが、やはり、特定の人の問題というニュアンスがまだまだ残っているのではないかと思ひます。同和教育を柱として人権教育へと移っていくことは、すべての人の問題であるという認識を深めることができ、同和教育を進める上でもよいと思ひます。

女性問題は、最近、認知されつつありますが、系統的な学習ができていないと思ひます。そして、人権問題の中の分野別では、「性差別」というように名前を変えていただく方がよいと思ひます。

「性差別」という観点で、男性・女性どちらもが差別を受ける問題として捉えていただくと、人間すべての問題だという認識が広まると思ひるので、この分野に、力を注いでいただきたい。

また、教員の免許状を取得するための単位や初任者とか5年研修とかに、ボランティアやジェンダー・センシティブの研修を入れていただいて、人権に敏感な指導者を育成してもらいたいと思います。

指針の分野別施策の推進の中で、人権問題（教育）なのに、同和問題、同和教育だけがどうして大きく取り上げられるのかというような声が聞こえてきます。県民意識の中に、この問題はできれば避けたいという意識が根強く、同和問題に対する認識が浅いのではないのでしょうか。

同和教育の推進に関して、以前は、行政が組み立てた同和行政・同和教育に対して、本質が見えてないのではないかと感じてきましたが、現在では、行政の様々な施策と私たちの考えている方向とが響き合うというか、協力し合える展開になってきていると感じます。

私たちの取り組みは、民間での取り組みではありますが、同和教育を進めるにあたって、主に二つの柱があります。一つは、対象となる子どもたちの自立をどのように支援していくかという取り組み。それは、これまで被差別部落がおかれてきた実態を、教員がどのように受け止めるかというところから出発します。

もう一つの柱は、それを取り巻く集団や社会をどう変えていくか、その理解をどう深めていくかということでありまして、子どもたちの仲間づくりや保護者への啓発をとおして集団や社会にも目を向けていくというのが、これまでの取り組みです。

そのかわり合いの中で、被差別部落の問題にかかわらず、障害児のおかれている差別の問題、在日外国人の問題やハンセン病の元患者の人々に対する差別の問題に関して取り組んできました。そして、研究成果を教材とすることができました。

現実の生活の中で、様々な差別を抱え込まされている子どもの現実をみると、部落差別というのは、そのものだけがあるのではなく、あらゆる様々な差別を集中的に背負い込んでいるのが部落問題であるということですね。

学校現場では、同和教育について、学習しております。また、児童・生徒たちの身の回りの差別問題等と関連させながら、高齢者の問題、障害者の問題も含めて人権教育として行っています。

子どもたちが、差別問題を、知的理解だけではなくて、自分の問題として考えていくためには、体験を通して学習することが大切です。そのためには、高齢者の方、障害者の方等と交流をしていく場をいかにして進めるかが問題で、そういう情報をあらゆる方面からいただければ、学校現場とすれば有り難いです。

また、開かれた学校ということで、学校へもいろんな方に来ていただいて、一緒に何か行動を起こして、お互いに交流を深めていければ有り難いと思います。

地域との連携という中で、学校が孤立していたり、子ども一人一人が孤立して

いるのではなく、連携しながら一人一人が、生きることの喜びをもち、積極的に発言もし、提言もし、生きる力を育てていくということが、今後の生きた同和教育になり、人権教育になるのではないかという提言でした。

私は子どもにとっての「人権教育」について発言します。

人権についての基本的視点としては、
：人権理念（人権意識とか人権感覚）
と、
：差別認識の育成と同時に差別意識の払拭という大きく分けて二つの点があると思います。

また対応視点としては、
：子どもに向けて何を教育・提案していくか、
：子どもの人権教育のために、社会の大人に向けて何を提案・教育していくかの、二つの視点があると考えます。

1 子ども自身に向けての対応

(1) 子どもの心の中にある人権意識や人権感覚をどのような方法で育てていくか。

子どもの中に育てなくてはならない人権意識や人権感覚とは。

それを、だれがどこでいつするか。

その教育のためには、何が不足しているのか。

その感覚を子どもが獲得していくのを阻害している要素が存在しているとしたら、それは何か。

(2) 子どもの心の中にある、あるいは知らず知らずのうちに身につけている差別意識があるとすれば、それはどんなことか。そしてそれはどのように認識させ、修正教育していくか。

2 子どもの人権教育のために、大人がなすべき理解や対応について。

(1) 社会の大人に子どもにもかけがえのない人権があるということをどう教育していくか。

大人はどのような時に、子どものもつ人権をないがしろにしがちか。

どんな大人が、子どものもつ人権について認識が曖昧か。

(2) 社会の大人が、子どもを弱者として差別しているとしたら、それはどんな現象に表れており、それを解決していくにはどんな方法や社会資源、人材システム等が必要か。

ということであります。

教育という視点から、人権意識を育てていくための筋道はどういうものが考えられるかという点を明らかにしていくということでもあります。次に、子どもたちの人権意識を阻害しているものを解明し、なくしていこうとする教育を具体的にどう進めるかであります。今後のこの話し合いの中で具体化していきたいと思っております。

教育的視点で考えた場合、身近なところで、地域の中で、生活への支援が必要であるということ、身近なところで継続的に関わるような部分が必要であると思

います。

1番重要だと思うことは、高齢者が人として認められていない姿があるということです。「高齢者の多くは住み慣れた地域や家庭で健康で安心して暮らせる生活を望んでいる」ということが大きなキーワードではないかと思います。ボランティアをしてあげるということではなく、ボランティアをさせてもらっている、そんなケアする関係を築くことが大切だと思います。

高齢者問題というのは、人間としての問題とか社会の問題とかいうものを自然に伝えていく大きな価値のあるものではないかということを感じます。高齢者がボランティアとなり、社会にとってヘルパーとなるような質をもった社会をつくるのが大切です。

高齢者がボランティアになるような状況というのは、非常に新しい指摘だと思います。高齢者がボランティアになるということは、高齢者の多くが住み慣れた地域・家庭で健康で安心して暮らせるという面も周りがつくるということでもあります。こういうことを家庭教育・社会教育そして学校教育の中でをどうつくっていくか、これからのボランティアの在り方についてこの委員会では議論を深めていって欲しいと思います。

本来、障害の後に「者」がつくということは非常に不満に思ってきました。差し障りがあって害がある人という意味にもとれ、もうすでにここから差別が始まっているという気がしています。バリアフリーという言葉、それすらも差別用語につながる場合があります。すべての人に対する配慮ということで、バリアフリーの先にはユニバーサルというデザインが描かれなければならないと思います。

学び生きていこうとする主体者はだれかということを確認にしたい。障害のある人の参加を保障する取り組みはどうかということはこの委員会の中で議論してほしい。その言葉のもつ意味を正しく理解していかないと、同じことを言っても受け手側によっては全然違ったことになってしまうので、そういう整理も必要ではないかと思います。

心のバリアフリーということはどういうことなのか。心の負担をなくしてあげるといって言われたのですか。何かその言葉そのものに問題があるということなのか。

偏見や差別をなくすということが心のバリアフリーだと思います。

色々な場所にアクセスするときスムーズに行けるようなデザインにしよう、建物であるとか、道路を。障害をお持ちの方がスムーズに行けるためにはどうしたらよいかを考えるのがバリアフリー。それがそうではなくて、障害がある人たちを特別な人として意識するのではなく、すべての人がアクセスしやすいようなユニバーサルにしていこうというのが新しい取り組みということです。

バリアフリーの考え方を発展させて、一般の人にもそれが適応されるような仕組みにしていこうということですね。障害者にとって良いことは、一般の人にとってもいいことであるということですから、その人たちのためにだけでなく、すべての人ということです。これからは主体者は誰かということですね。

まだ、これもできないのかということではなくて、今度は支援する側の方として、何ができるのかという課題が残っています。課題を、障害者の側の課題ではなくて、支援する側の課題としてとらえることもおっしゃったのですか。

そうです。主体者の立場に立つということですね。主体者は誰かということでは我々がしてあげるとか、我々が慮ってするというのではなくて、主体者の声を聞くということでもあります。

岡山県人権政策推進指針の中で患者ということがきちんと定義されていません。どういう立場で患者というのか、結核、ハンセン病、エイズ等いろんなことを書き込んでしまったので、非常に分かりにくくなっています。全般として、その整理をきちんとしなければいけないと思います。

それから、人権ということから考えた場合、遺伝子に関する事、生命の尊厳に関する事。これらのことについての記述が、どこかに入るべきだと思います。

また、教育の場で非常に重要なことは、交流をするということです。患者の中で非常に感染性のある疾患の場合は、当然交流ができません。しかし、そういうことも配慮しながら、やはり交流ということが一番重要な教育課題ではないでしょうか。

人権という観点から取り上げるときに、患者の定義が明確になっていることが大切であり、とりわけ学校で、教材として、教育という点で取り上げていく場合には、一過性という場合と、社会問題になっているハンセン病の問題や、エイズの問題とは違うという気がします。

教育の対象となる患者というのは、どういう場合なのか、この扱いを間違えたら、人権侵害になるというのはどういうことか等を議論していただければいいんじゃないでしょうか。

指針はよく書けていると思います。施設・療養所・養護学校では、何よりもまず生命を守る、生命を大切にすることが一番です。次には人間の尊厳性が守られているかどうか大切です。

教え子の言葉で宝物としていることがあります。「先生たちは日本は平和だと思っているやろう。私はそうは思っていない。すごく住みにくいところや、世の中や」といった言葉です。

学校現場の仕組みや制度化された中で、見過ごされてきた、習慣化されてきた差別というのが結構あります。例えば生徒名簿。また制服の問題もそうです。このことに対し、現場の教師・生徒・保護者たちみんな一度考え直す機会があっ

てもいいのではないのでしょうか。考えてみようかという思いと行動が大切です。

このことが本当の教育で、感性を高めるとか、想像力を高めるとか、地域交流とか、学校間交流につながるのではないかと思います。

また、学校間交流でも、教師同士だけでなく、保護者も巻き込んで考えてみたらと思います。もう1つ、教師が、ボランティアについて学習できる、色々な機会があればと思います。そういうことへの支援をしてほしいです。それは、総合的な学習の場につながります。

人権一般ということで、各分野に共通する視点から2点について考えてみたいと思います。1点目、同和教育を進めていく中ではっきりしていることは、無知が偏見・差別を生むという観点に立ち戻れば、情報収集・発信をきちんとすることが大切ではないのでしょうか。情報等を集めて、具体的事例をネットを通じて公開していくことが、これからは特に大事になってきます。

それに合わせて、NPO、NGOの関係団体ですが、異分野同士での連絡会議が教育行政の観点から設けられ、その中で具体的事例等の報告会をし、それをネットなり、他の公開手段を使って公開して欲しいと思います。

また、発信の方ですが、県のホームページは非常に硬い感じがします。特に子ども用のホームページも、順次開設していてもよいのではないかと思います。

2点目は、教育行政の観点からいけば、社会教育の面が非常に手薄のように思えます。主に20代や60代前半以降の子どもを持たない社会人というのは、ほとんど交流する機会がないと思います。そういう社会教育の対象となる部分をどのような形で取り込んでいくのかということ、行政的にどう構築していくか、これからはしっかりと考えていかなければならないと思います。

また、社会教育の観点からとらえる地域の教育力の低下というものをどういう形で、教育行政的に構築していくかということ、これからは、しっかり考えていかなければならないと思います。

学校教育は、人間の成長過程の中で、幼少中高のそれぞれの段階で正しく人権感覚を身につけさせ、成人へと成長させていく人間形成の基礎の部分であって、責任が大きいと考えます。このことを教育行政できちんと打ち立てていかなければならないと思います。

各学校においても、教育目標及び指導の重点に人権教育をきちんと位置づけて進めていくことが必要であります。各教科の年間指導計画の中へ、人権教育の視点の留意点のようなものを書き上げていくことも必要ではないかと思います。

また、保護者同教やPTA同教とともに、家族同教のようなものを広げていったらよいのではないのでしょうか。それと同時に、子どもを指導していく教職員の研修は、一番大事である。やはり町指定のような形で取り組んでいくということも大事ではないのでしょうか。その時、教育委員会の事務局にいる社会教育指導主事がとても力量を発揮し推進力になっているので、連携の橋渡しは教育行政の役割であるとの認識に立って、今後も県の派遣を継続していただきながら、推進し

ていきたいと思います。同教主事や社会教育主事の派遣をを引き続きお願いしたいと思います。

同和問題に関しては、人権政策推進指針にも大きな問題として取り上げられていると認識してもいいのでしょうか。

同和問題に関しては、「日々、部落問題はなくなっているんだから、同和教育などという余計なことはしなくてもよい」というような指摘もあります。そういう指摘自体は無視できないと思うのですが、その点についての皆さんのお考えを聞かせていただきたいと思います。

このことについては、私はこう理解しています。

同和問題がなくなったのか、まだ存在しているのかということについては、運動団体によっても、見方がいろいろあります。ただ、大事にしていかなければならないのは教育ということです。人権教育にもいろいろ方法論がありますが、その基本をたどってみると、過去の20年30年間にわたる教育の方法や内容の蓄積により、成果を上げてきたのが同和教育だったと思います。

同和教育の中で人権侵害を見抜く力や差別と闘う姿勢は出てきたと思います。これを無視して、新たに人権教育を構築していくのは、労が多いばかりではないでしょうか。同和教育のプロセスをきちんとおさえ、学ぶべき点があれば学び、反省する点があれば反省し、その上に立っていくのですから、同和問題が重視されていると思うんです。

私の体験からですが、歴史的ないろいろの背景があっただけのもの、また新しく生まれてきたものを理解するためには、やはり同和問題をきちんと把握しておくことは必要なことじゃないかと思います。いろいろな差別に対して、論破できるものを押さえておかなければならないと感じています。

この問題というのは、つくられてきたという歴史的な重みとか解決するのに困難な事例があるということも踏まえた上で正面から対応していかなければならない問題だと思っています。

差別にもいろいろありますけれども、どこの国にも異民族に関する差別というのは、あってはいけないことですが、多少あるんです。

ただ、日本の部落差別に関しては、長く日本に滞在していない外国人には分からないと思うんです。しかし、この部落差別が、解決できないかぎり、よその国から来た人の人権問題を云々するということは、難しいと思います。差別というものはあってはならないと思うし、特に教育現場では、絶対にあってはならないんです。

だから、教育現場では、同和教育をいくら強調してもいいのではないか。それがあってこそ、次は外国人に対しても差別をしてはいけないんだという話が始まるし、他の人権教育につながると思うんです。

ただ今の問題は、後日議論する大切なテーマのひとつだと思っています。

2点目の指摘の部分に入ります。

「知的理解だけではなく、情操や感性に訴える。日常の生活の中に生きている同和問題に対する認識、人権感覚」こういうものを育てていく。そのためには、どういうふうな方法があるのか、そのところを具体的にしていきたいと思えます。

また、同和問題をはじめとする諸課題に取り組んできた経験、過去の経験の中から人権意識だとか人権感覚、それに共生社会に積極的に参加していこうとするような人間をどうやってつくれるか、というところを話し合ってください。

教室の中だけでいろんな学習をするという従来の学習方法だけでなく、いろんな立場の人と交わりながら体験をしていく学習方法が感性に訴えるという点で重要ですが、その方法を考えたとき、やはり手っ取り早くいろんな立場の人に学校に来ていただき、お話を伺う、またはいっしょに活動をするといったことはいままでもあったように思います。

これからは、児童生徒たちが、地域へ、あるいはいろんな施設へ出向いて行って活動していきます。それも、児童生徒一人一人が自分の興味のある課題別に目的をもって活動をしていくというのが望ましいのではないのでしょうか。ただ、環境整備をしていかなければならないという気はします。

子どもたちが出向き、いろんな交流を通し、身体で覚え、行動で覚え、そこで感動を感じる、また感心します。そういった体験は、大切であるということですね。そして、そんな話ができる信頼関係、人間関係をつくっていく受け皿が学校教育にも地域の教育にも生まれてくるのではないかと、先生のお話を聞きながら感心しておりました。

大事なことがたくさんある中で、一番痛切に感じますのは、学校であれば、知識や理屈で教える先生ではなく、人権感覚をもった先生だと思っています。こういう人を磨いていく必要があります。社会教育でも、同じような人を養成していくことが大切だと思っています。そういう意味で、指導者養成やその方法がかなり大きなウエイトを示すと思っています。

先程、交流活動が行事に終わるという指摘をして下さいましたが、行事の事前、事後の学習はぜひ必要であります。それをするためには、教師の力量、資質が問われると思います。ですから、教員免許状をとるためには、同和教育の単位をしっかりとっておかないと受験資格がないなど、人権感覚を当然のものとして身につけるべきだと思っています。

私が福祉施設にいたころには、たくさんの学生さんが来ました。その時に思っ

たことですが、事前にきちんと話をしておいていただかないと、眺めて帰っていくだけで深まりがなく、かえって偏見をもって帰っていくような気がしました。学校の側は、きちんと事前のレクチャーもしておく必要があると思います。

それは、大切な点で、送り出す側の期待とは違った別のものをもって帰ってくるということがあってはならないと思います。ここで大切になってくるのは、所期の目的を達成できるような事前指導だということだと思います。

指導者とか、教職員の養成という部分が非常に大切だと思います。先ほどの介護実習にしても、送り出す側がその内容を知らずに、「まあ、行ってらっしゃい。」では、非常に困るんです。

子どもたちだけの体験ではなく、むしろ先生方が体験して学んでいくことの方が大切だと思います。先生が基本を理解すれば、それを子どもたちに伝えることができるので先生方が参画するということが大切だと思います。

施設での教育実習は、人権が損なわれているという今の社会の実態を体験してもらうということで、意義があると思います。つまり、平等を著しく阻害した今の社会がここに存在しているということを伝えていくことだと思います。

実習をお受けする場合、私は必ず泊まりがけを条件にします。そして、1週間なり10日間なり泊まって帰る時、その学生さん達に「帰れることをあなたはどう思いますか?」と問いかけます。そして、「自分が帰れた後を振り返った時に帰れない人がいることをどう思いますか」と。こういう人としての位置の違いを感じる。そして、感じたことから改めることは改めていくこと、これが、福祉であって我々の役割ではないかと思います。

その流れとして、今は、ユニットケアを提唱しています。今は、人が介護ロボットになってしまっている。そうではなくて、同じ人間として、一緒に暮らすという視点に立って初めてお年寄りから「私が何を必要としているのかあなたは聞いてくれますか?」と聞いていただける。そういう状況をつくる必要があるのではないのでしょうか。

施設に何が必要なのか、まずその施設の利用者という以前に人としてどうなのかという、ピ・プル・ファ・ストとしてどうあるべきなのかということが大切です。

私がいま施設では、拘束はありませんでした。ですから、無断外出という言葉は使いません。自由な外出なわけですから。自由に来て、自由に帰れるといったところが本当の施設のあり方ではないのでしょうか。これがノ・マライゼーションだろうということで今まで取り組んできました。だから、私たちには、人を拘束するという観念はないし、これからももち得ないのです。

私は、先生がおっしゃっていることは、「中に閉じこめているのではないよ。」

「どうぞ、自由にお帰りなさい。」と言っても、受け入れる側の家庭がないということで、帰ろうにも帰る先がないという、そこにひとつ問題があるのではないかということだろうと思います。

施設というのは、その施設が地域の中で必要とされたものをいかに社会化していくかという、施設に求められた役割機能をいかに地域の中に備えていくかということだと思うので、そういった点において今までの流れ方は、少しそこに向っていなかったという、その反省でございます。

それでは、閉会宣言に移ります。